

徳島大学大学院創成科学研究科リサーチ・アシスタント実施要項

令和4年4月1日

大学院創成科学研究科長制定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則第36条第2項に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「本研究科」という。）におけるリサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 R・Aは、本研究科における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、研究プロジェクト等に優れた大学院学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称はR・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 R・Aは、以下のいずれかの研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

- (1) 指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、本研究科が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するための研究補助者
- (2) 指導教員が行う研究プロジェクト等を推進するための研究補助者

(採用等)

第5 R・Aの採用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本研究科博士後期課程の学生とする。ただし、科学研究費補助金等の外部資金を利用する場合は、本研究科博士前期課程の学生を採用することができる。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。なお、前号ただし書に規定する学生についてはこの限りでない。

(労働時間及び給与)

第6 R・Aの労働時間及び給与は、次によるものとする。

- (1) 1人当たりの労働時間は、原則として週20時間未満とし、かつ月100時間以内とする。なお、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に常三島事務部各事務課学務係に提出するものとする。
- (2) 1時間当たりの給与は、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの時間給に関する要項第3条に基づき支給する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。